

規制	自治体	静岡県	部課	交通基盤部 公共用地課
-----------	------------	-----	-----------	----------------

規制の名称

官民境界確定申請に基づく境界確定

根拠法令等

国有財産法第9条第3項・第4項、国有財産法施行令第6条第2項
静岡県国土交通大臣所管国有財産事務処理規程、静岡県国土交通大臣所管国有財産境界確定事務処理要領

規制の目的

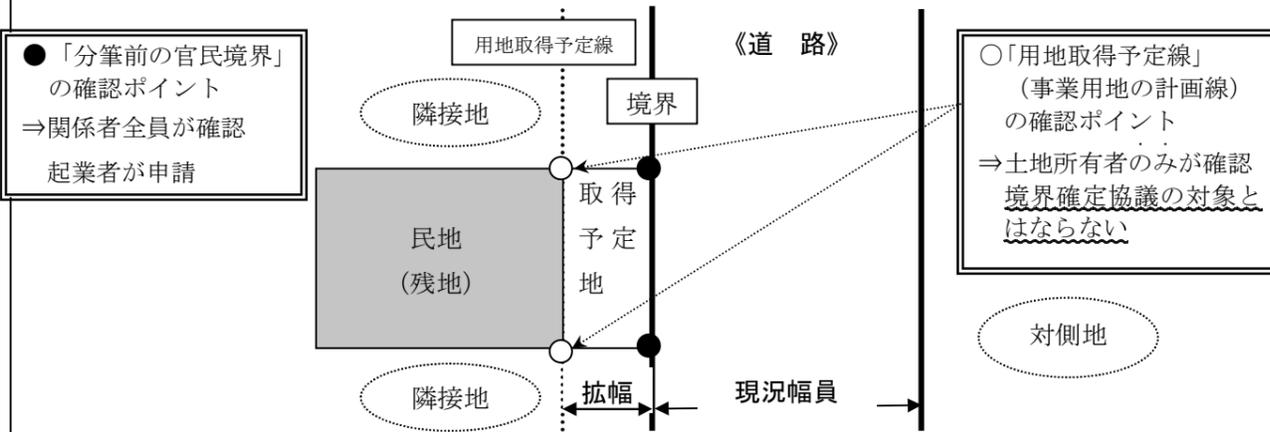
県が管理する土地と隣接する民有地との境界の確定手続等を規定

規制内容の概要

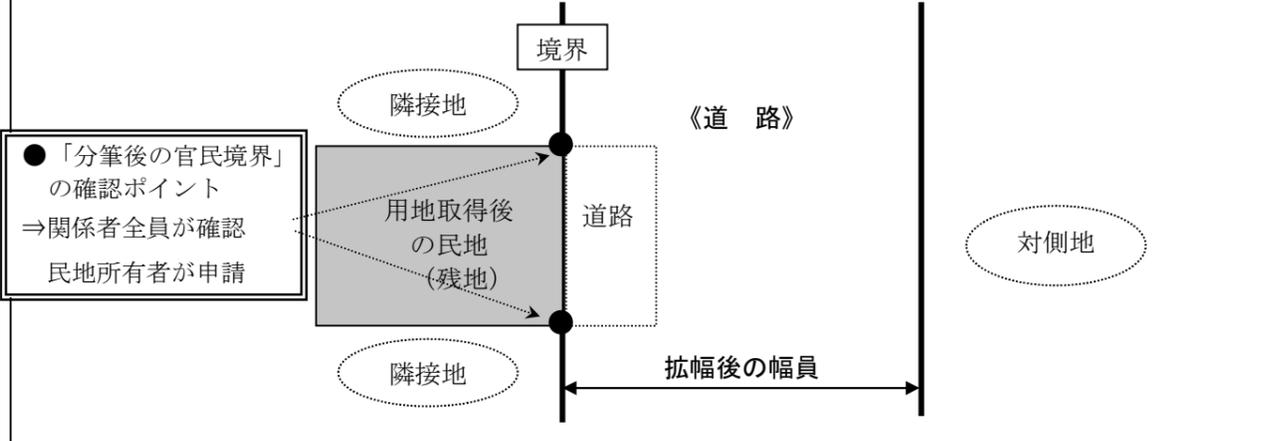
県では、各土木事務所において、道路等に隣接する土地所有者等からの申請に応じて、境界を明らかにするために境界確定事務を行っている。境界確定協議が成立したときは境界確定図を作成し、境界標を設置するものとされている。なお、境界確定は一般的に所有権の範囲を定める私的契約（和解類似の契約）であると解されているため、行政処分（公権力の行使）には当たらない。

規制の概念図

① 用地取得（分筆）前の「官民境界確定」



② 用地取得（分筆）後の「官民境界確定」



提案	提案主体	静岡県行政書士会
-----------	-------------	----------

提案事項

境界確定済み土地の分筆等の際の官民境界確定申請の必要性の見直し

提案の具体的内容

- 道路拡幅等の公共事業のため、過去に既に官民境界確定を行ったうえで土地分筆登記が行われている土地を、再度分筆や境界確認を行う際の境界の確認方法が市と県で対応が異なっており、県の対応の見直しを求める。
- 県管理用地と接する場合、県土木事務所は、過去に既に確定した境界であっても、再度官民境界確定申請を求める一方、市町管理用地と接する場合、市町は、既に確定した境界であれば、再度境界確定申請は要さず、確定時の境界を復元すればよいとの対応である。
- 再度境界確定申請を求めることは、県民に対して大きな時間的・金銭的な負担を強いる状況になっており、県職員の不必要な職務の負担にも繋がっている。
- 県について、市町と対応を合わせて、過去に既に確定した境界の場合は、再度官民境界確定申請を求めることはせず、確定時の境界の復元で対応していただきたい。

対応

措置の分類 対応困難

措置の概要（対応案）

① 用地取得（分筆）前の「官民境界確定」

公共事業で用地を取得する必要がある場合、起業者からの申請により関係者（土地所有者及び隣接地所有者）の立会いの下で、分筆される前の民地と既存の道路等との境界を確定する協議（官民境界確定協議）を行う。その際、事業用地の取得予定範囲を幅杭などで示して土地所有者に現地を確認してもらっている。しかし、この段階で確認する用地取得予定線はその後の調整によって変更されることもある。また、境界確定後には境界確定図のほかに、用地取得予定線が示された用地確定図が作成されるが、境界確定協議の段階では図面はなく土地所有者に正確な情報を伝えることはできない。なお、用地取得前の境界確定協議は、起業者が道路等の管理者に対して申請するものであり、民地所有者の負担は大きくないものと思われる。

② 用地取得（分筆）後の「官民境界確定」

公共事業による用地取得後、民地所有者が土地取引等を予定することになった場合、その者からの申請により官民境界確定協議が実施される。提案は、用地取得の際に県が分筆登記のために法務局に提出した地積測量図に基づく境界の復元が可能なので境界確定は不要にしてもいいのではないかと御意見かと思われる。

しかし、境界確定とは、当該土地について利害関係を有する者が境界の位置を相互に確認する作業であり、現地立会いによる確認は境界確定の重要な要素である。工事の施工によって現地の形状が変化する場合や①の境界確定後の相続等により関係者が異動する場合、時間の経過により境界の位置が不明となる場合などもある。したがって、後日のトラブルの発生を避けるためには、その時点の関係者が、現地立会いを行う境界確定協議の手続きは必要だと考える。ただし、用地取得の際に作成された地積測量図のデータを復元でき、関係者の同意は比較的容易に得られるため、申請者の負担は格段に少なくなっているものと思われる。

なお、用地取得に伴う測量成果の二次的な活用方法等については、他県の状況等も確認しつつ、今後検討していく。